

環境省令第五号

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十六条の規定に基づき、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年三月二十五日

環境大臣 鈴木 俊一

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令

大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省令第一号）の一部を次のように改正する。
通商産業省

第十五条第三号を次のように改める。

三 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第二の備考に掲げる測定法により、イから八までに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイから八までに掲げる頻度で行うこと。

イ 別表第二の一の項、五六の項及び五八の項に掲げるばい煙発生施設並びに同表の七の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器 五年に一回以上

ロ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル

ル未満のばい煙発生施設（イに掲げるばい煙発生施設及び別表第二の三六の項に掲げる廃棄物焼却炉を除く。）及び同項に掲げる廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり四、〇〇〇キログラム未満のもの 年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）

ハ イ又は口に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設 二月を超えない作業期間ごとに一回以上
第十五条第五号を次のように改める。

五 窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定は、別表第三の二の備考に掲げる測定法（二に掲げるばい煙発生施設に係る測定については、当該測定法又は環境大臣が定める測定法）により、イからニまでに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイからニまでに掲げる頻度で行うこと。ただし、特定工場等に設置されているばい煙発生施設に係る測定については、当該特定工場等における排出ガス系統が排出口において集中されている場合等であつて環境大臣が定める場合にあつては、環境大臣が定めるところにより行うことができる。

イ 別表第三の二の四の項に掲げる施設のうち燃料電池用改質器（ロ及び二において「燃料電池用改質器」という。） 五年に一回以上

ロ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設（燃料電池用改質器を除く。） 年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）

ハ イ、ロ又は二に掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設 二月を超えない作業期間ごとに一回以上

ニ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙発生施設（特定工場等に設置されているもの限り、燃料電池用改質器を除く。）

常時

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改正案	現行
<p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第十五条 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第二の備考に掲げる測定法により、イから八までに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイから八までに掲げる頻度で行うこと。</p> <p>イ 別表第二の一の項、五六の項及び五八の項に掲げるばい煙発生施設並びに同表の七の項に掲げるガス発生炉のうち燃料電池用改質器 五年に一回以上</p> <p>ロ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設</p> <p>（イに掲げるばい煙発生施設及び別表第二の三六の項に掲げる</p>	<p>（ばい煙量等の測定）</p> <p>第十五条 法第十六条の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第二の備考に掲げる測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上（ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設（別表第二の三六の項に掲げる廃棄物焼却炉を除く。）及び別表第二の三六の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時間当たり四、〇〇〇キログラム未満のものに係る測定については、年二回以上）一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、</p>

廃棄物焼却炉を除く。）及び同項に掲げる廃棄物焼却炉のうち焼却能力が一時当たり四、〇〇〇キログラム未満のもの（年二回以上）一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）

八 イ又はロに掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設（二月を超えない作業期間ごとに一回以上

四（略）

五 窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定は、別表第三の二の備考に掲げる測定法（二に掲げるばい煙発生施設に係る測定については、当該測定法又は環境大臣が定める測定法）により、イからニまでに掲げるばい煙発生施設ごとにそれぞれイからニまでに掲げる頻度で行うこと。ただし、特定工場等に設置されているばい煙発生施設に係る測定については、当該特定工場等における排出ガス系統が排出口において集中されている場合等であつて環境大臣が定める場合にあつては、環境大臣が定めるところにより行うことができる。

当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）、別表第二の一の項、五六の項及び五八の項に掲げるばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）行うこと。

四（略）

五 窒素酸化物に係るばい煙濃度の測定は、別表第三の二の備考に掲げる測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上）ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設に係る測定については、年二回以上（一年間につき継続して休止する期間（前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。）が六月以上のばい煙発生施設に係る測定については、年一回以上）、ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出

イ 別表第三の二の四の項に掲げる施設のうち燃料電池用改質器
(ロ及びニにおいて「燃料電池用改質器」という。) 五年に
一回以上

ロ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出さ
れる排出ガス量が毎時四万立方メートル未満のばい煙発生施設
(燃料電池用改質器を除く。) 年二回以上(一年間につき継
続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期
間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年
に属する期間を含む。))が六月以上のばい煙発生施設に係る測
定については、年一回以上)

ハ イ、ロ又はニに掲げるばい煙発生施設以外のばい煙発生施設
二月を超えない作業期間ごとに一回以上

ニ ばい煙発生施設において発生し、排出口から大気中に排出さ
れる排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙発生施設
(特定工場等に設置されているものに限り、燃料電池用改質器
を除く。) 常時

六・七 (略)

される排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙発生施設
(特定工場等に設置されているものに限る。)に係る測定につい
ては、別表第三の二の備考に掲げる測定法又は環境大臣が定める
測定法により、常時(行つこと。ただし、特定工場等に設置され
ているばい煙発生施設に係る測定については、当該特定工場等
における排出ガス系統が排出口において集中されている場合等であ
つて環境大臣が定める場合にあつては、環境大臣が定めるところ
により行つことができる。

六・七 (略)

